生駒市条例第26号

消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成18年9月29日

生駒市長 山下 真

消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(生駒市職員定数条例の一部改正)

第1条 生駒市職員定数条例(昭和42年4月生駒市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条第2項」を「第11条第2項」に改める。

(生駒市消防本部及び消防署の設置条例の一部改正)

第2条 生駒市消防本部及び消防署の設置条例(昭和41年10月生駒市条例第 28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改める。

(生駒市消防団設置条例の一部改正)

第3条 生駒市消防団設置条例(昭和41年10月生駒市条例第29号)の一部 を次のように改正する。

第1条中「第15条」を「第18条」に改める。

(生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第4条 生駒市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年7月生駒市条例第25 号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条の7第1項」を「第24条第1項」に改める。

(生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第5条 生駒市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39 年7月生駒市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条の8」を「第25条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。